段位認定会実施要領（全麺協そば道段位認定制度規程より抜粋）

第８条 段位認定審査実施要領

1 段位認定審査は初段位から三段位までは技能審査を、四段位は事前審査及び技能審査を、五段位は一次審査、筆記試験、本審査(意見発表・技能審査)を行う。

(1) 技能審査

技能審査は、水回し・こね、のし、切りの３工程と事前準備、衛生、片付け、総評（態度・活動歴など）について、本規程第 9 条に定める段位認定技能審査基準及び別表に定める「技能審査 チェック項目」「同補足説明」等により審査する。

ア 技能審査で使用する材料

(ア) 認定会で使用するそば粉等については、開催主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉(小麦粉)」及び「水」の 3 点とし、これ以外の材料は認めない。粉の重量は、本規程第 9 条の審査基準で段位ごとに定める。

(イ) 四段位、五段位認定会で使用するそば粉及び小麦粉(つなぎ粉)は、段位認定部が指定した者が試し打ちを実施した上で選定し、各技能審査会場でほぼ同一のそば粉(つなぎ粉)を使用するものとする。

イ 技能審査で使用する道具

(ア) 技能審査は手打ちによって製麺するものとするが、使用できる道具類は地域性を考慮して判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助する道具類の使用は認めない。

(イ) 段位認定会審査時に使用する用具類は、開催主催者が準備するものとするが、包丁、切り板、こま板、麺棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。

① 木鉢は、初段位、二段位認定会では外径約 48 ㎝、又は 54 ㎝とするが、主催者が外径約 48 ㎝の木鉢を準備できない場合は、受験者の持ち込みも認めるものとする。三段位認定会及び四段位、五段位認定会では全麺協が指定した外径約 54cm とする。

② ふるいは全麺協が指定した網目 40 目又は 32 メッシュで外径約 24cm とする。

ウ 技能審査の所要時間

技能審査の所要時間は、開始の合図があってから終了の合図があるまで 40 分間（六段位は 50 分間）とする。なお、開始前の手洗い、衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間はこの時間内に含まれない。

エ のし厚、切り幅

のし厚、切り幅は、概ね 1.5mm から 2.0mm を基準とし、地域の特色を考慮するものとする。「切り揃え率」及び「つながりの長さ」は、本規程第 9 条の審査基準により段位ごとに判定する。

オ 姿勢

技能審査におけるそば打ちの姿勢は、地域の特色を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度の品性について判定する。

カ その他

食品衛生の観点から、爪、頭髪の手入れ、服装の品位、清潔感等について審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する。

(2) 四段位事前審査・技能審査

ア 四段位認定会における事前審査は、これまでのそばに関する活動を証明する単位取得状況、全麺協本部から出題された小論文について精査し判定する。

イ 四段位認定会事前審査の結果は、技能審査の結果と併せて最終的に判定するものとする。

(3) 五段位一次審査・筆記試験審査・本審査

ア　五段位認定会における一次審査は、これまでのそばに関する活動を証明する単位取得状況、全麺協本部から出題された小論文について精査し判定するものとする。

イ　五段位認定会における筆記試験審査・本審査は、そばの栽培、品種、栄養、健康、そばの歴史、文化、全麺協並びに段位認定制度の理解度等そばについての幅広い知識を審査するほか、そば普及の貢献度や活動状況について精査し、さらに意見発表審査等によって人物評価を行うなど総合的に判定するものとする。

ウ　一次審査・筆記試験の結果は、本審査の結果と併せて最終的に判定するものとする。

(4) 六段位以上の審査

六段位以上の上位段の選考は本規程第9条の規定によるもののほかは、上位段選考委員会の判断によるものとする。

第９条段位認定技能審査基準

１ 初段位

(1) そば粉の量は700ｇ(そば粉500ｇ、つなぎ粉200ｇ)とする。

(2) そばの切揃え率が60%以上である。

(3) そばを持上げても20㎝位につながっている。

(4) そばを打つ姿勢が堂々として落着いている。

(5) 周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末が正確にできている。

２ 二段位

(1) そば粉の量は1000ｇ(そば粉800ｇ、つなぎ粉200ｇ)とする。

(2) そばの切揃え率が70%以上である。

(3) そばを持上げても23㎝位につながっている。

(4) そばを打つ姿勢が堂々として落着いている。

(5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末が正確にできている。

３ 三段位

(1) そば粉の量は1500ｇ(そば粉1200ｇ、つなぎ粉300ｇ)とする。ただし、年齢が70歳以上で本人が希望する場合は1200ｇ(そば粉1000ｇ、つなぎ粉200ｇ)とすることができる。

(2) そばの切揃え率が90%以上である。

(3) そばを持上げても25㎝位につながっている。

(4) そばを打つ姿勢が非常に堂々として落着いている。

(5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

４ 四段位

(1) そば粉の量は1500ｇ(そば粉1400ｇ、つなぎ粉100ｇ)とする。ただし、年齢が70歳以上で本人が希望する場合は1200ｇ(そば粉1100ｇ、つなぎ粉100ｇ)とすることができる。

(2) そばの切揃え率が95%以上である。

(3) そばを持上げても25㎝以上につながっている。

(4) そばを打つ姿勢が非常に堂々として落着きがあり、品格がある。

(5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

５ 五段位

(1) そば粉の量は1500ｇ(そば粉1500ｇ、つなぎ粉なし)とする。ただし、年齢70歳以上で本人が希望する場合は1200ｇ(そば粉1200ｇ、つなぎ粉なし)とすることができる。

(2) そばの切揃え率が95%以上である。

(3) そばを持上げても25㎝以上につながっている。

(4) そばを打つ姿勢が非常に堂々として落着きがあり、風格がある。

(5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

６ 六段位（蕎士）

(1) そば粉の量は1200ｇ(そば粉1000ｇ、つなぎ粉200ｇ)とする。

(2) そば打ちの型に無駄がなく理にかなっている。

(3) そばを打つ姿勢に威厳がある。

第１０条受験料と認定料

１受験料

段位認定会の受験者は技能審査受験申込の時に、次の受験料を開催主催者に納入しなければならない。ただし、四段位認定会・事前審査受験者は当該審査受験申込時に2,000円、五段位認定会・一次審査受験者は、当該審査申込時に3,000円の受験料を全麺協本部に納入しなければならない。

段　位	受験料	全麺協正会員団体に所属していない者及び正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備　考
初段位	6,000 円	7,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生（13 歳以上）
二段位	8,000 円		
	4,000 円	4,000 円	学生（13 歳以上）
三段位	10,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		
六段位	50,000 円		
七段位	50,000 円		
八段位	50,000 円		

※学生とは高校生以下とする。

※初段位受験料は特例として、令和７年３月 31 日までは 3,000 円とする。

２認定料

段位認定会において段位を認定された者は、次の認定料を全麺協本部に納入しなければならない。

段　位	認定料	全麺協正会員団体に所属していない者及び正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備　考
初段位	5,000 円	8,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生（13 歳以上）
二段位	6,000 円		
	4,000 円	4,000 円	学生（13 歳以上）
三段位	12,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		
六段位	100,000 円		
七段位	100,000 円		
八段位	200,000 円		

３返金

受験料及び認定料は返金しないものとする。ただし、受験料は主催者側の都合で中止した場合は返金するものとする。

第１１条段位認定登録者等の管理

１　全麺協本部は第5条の規定により、開催主催者から段位認定者の報告を受理した時は、「段位認定登録者名簿」に登載して管理するものとする。

２　開催主催者は段位認定会に応募した者、受験応募したが受験できなかった者、棄権した者、不合格になった者、失格した者を全麺協事務局に報告するものとする。全麺協本部事務局は報告を受理した時は、それぞれの名簿に登載して管理するものとする。

３　全麺協正会員は、所属する段位認定登録者の登録事項に変更を生じたときは、速やかに様式第３号「段位認定登録者の登録事項変更届」によって、全麺協本部事務局に報告しなければならない。

段位認定登録者名簿の登録事項のうち、認定番号、氏名、住所(市区町村まで)、所属している団体名、認定年月日、認定会場については公開する。